

令和6年6月改訂版

理容師実技試験審査マニュアル

理容師実技試験部会

理容師実技試験審査マニュアル

第1 審査の基本的な考え方

1 採点方式

実技試験では、養成課程修了者として備えるべき技術レベルを標準とし、細分化された各採点項目ごとに配分した点数から未到達の程度に応じて減点すべき点数を累積する減点方式により審査を行います。

2 採点基準

理容師実技試験は、カッティング、シェービング及び顔面処置、整髪の新技術について技法と作品の完成度を到達度合いで審査します。

審査における採点の基本的な考え方は、上限減点数を100点とし、これをカッティングに40点を、シェービング及び顔面処置に20点を、整髪に10点を、仕上がり状態に30点をそれぞれ配分し、各項目ごとに配分された減点数の範囲内で採点を行います。

第2 用具類の審査マニュアル

各技術で使用する用具類は、試験回ごとに配布する「受験案内」に記載している持参用具一覧に示された用具類を全て持参することとし、次の事項を遵守すること。

① 持参用具一覧に記載された用具類は全て持参すること。

なお、持参用具類一覧に示した数量は最低限必要な数量であり、それぞれの用途に十分対応できる量を持参すること。

② 用具類は消毒済で清潔なものであること。

③ 規格や処理の要件を満たした用具を持参すること。

なお、規格や処理の要件に適合しない用具類又は規定されていない用具類を机上に出している場合は、条件違反となります。

④ モデルウィッグ及び用具類には、氏名、学校名又は店名を表示しないこと。

なお、これらを容易に剥がすことができるテープ等で覆っている場合、又はインク等で消しているが内容が判別できる場合は、規格不適合となります。

第3 各技術の審査マニュアル

審査事項ごとの減点対象及びポイントは次のとおりです。

(1) カットイング（配点40点）

【審査番号1 ミディアムカット】

【減点対象】

(1) クリッパーワーク

- ① クリッパーラインの位置が浅く、後頸髪際から1cm未満
- ② 後頸髪際の長さが2mmを超えている

(2) 基礎刈

すくい刈、指間刈、固定刈、連続刈のいずれかの技法が正確に行われなかった

(3) 仕上げ刈

- ① クリッパーラインのぼかしが不十分
- ② 接合部が段になっている
- ③ ネックラインが不揃い
- ④ 基礎刈、仕上げ刈の作業時間中にセニングカットを行った
- ⑤ ぼかし作業終了後にクリッパーを使用した

【ポイント】

- ① クリッパーラインの位置が後頸髪際から1cm未満の箇所がある場合は5点減点とする。
- ② 後頸髪際の長さが2mmを超えている箇所がある場合は5点減点とする。
- ③ 基礎刈の技法が不足した場合は、1技法不足する毎に5点減点とする。
- ④ エレクトリッククリッパーの不備、規格不適合又は充電切れの場合はクリッパーワークで20点減点とする。
なお、エレクトリッククリッパーの予備バッテリーは持参用具とは認めていないので、机に出ている場合は用具類の条件違反とする。
- ⑤ 基礎刈・仕上げ刈の作業中にセニングカットを行った場合は20点減点とする。
- ⑥ ぼかし作業終了後にクリッパーを使用した場合は20点減点とする。

【審査番号2 セニングカット】

【減点対象】

- (1) セニングカットが不十分
- (2) すくい刈や指間刈によるセニングカットが正確に行われなかった
- (3) セニングカットの作業時間中に仕上げ刈を行った
- (4) 接合部以下にセニングカットを行った

【ポイント】

- ① セニングカットの量が不足している場合は、程度により5～10点の減点とする。
- ② セニングカットの作業時間中に仕上げ刈を行った場合は20点減点とする。
- ③ 接合部以下にセニングカットを行った場合は程度により5～10点減点とする。

(2) シェービング及び顔面処置（配点20点）

【審査番号3 ラザーリング】

【減点対象】

- (1) ラザーリング
 - ① 剃毛部分のラザーリングが不十分
 - ② 耳、鼻、目、唇に泡が付着したまま作業をしている

【ポイント】

- ① 泡立てが不十分で垂れている場合は5点減点とする。
- ② 耳、鼻、目、唇に泡が付着したまま作業をしている場合は5点減点とする。

【審査番号4 シェービング】

【減点対象】

- (1) ネックシェービング
 - ① 各技法が適切に行われていない
 - ② 剃り残しがある
 - ③ 石けんの拭き残しがある
- (2) フェイスシェービング
 - ① 各技法が適切に行われていない
 - ② 逆剃りをした
 - ③ 剃り残しがある
 - ④ 石けんの拭き残しがある

【ポイント】

- ① シェービングの各技法（フリーハンド、バックハンド、プッシュハンド）の技法に不足がある場合は、1技法につき5点減点とする。
- ② 石けんの拭き残しがある場合は1箇所につき5点減点とする。
- ③ 逆剃りをした場合は1箇所につき5点減点とする。
- ④ 剃り残しがある場合は1箇所（部分）につき5点減点とする。

【審査番号5 顔面処置】

【減点対象】

- (1) てん包、密着、清拭の技法の有無と良否
てん包、密着、清拭の各技法が正確に行われなかった
- (2) 乳液塗布・マッサージ
乳液の塗布・マッサージが正確に行われなかった
- (3) 乳液拭き取り
乳液の拭き取りが不十分で、拭き残しがある

【ポイント】

- ① 技法に不足がある場合は1技法につき5点減点とする。
- ② 乳液の拭き残しが明らかな場合は5点減点とする。

(3) 整髪（配点 10 点）

【審査番号 6 整髪】

【減点対象】

- (1) 固形ヘアワックスを塗布していない
- (2) 前髪が垂れている

【ポイント】

- ① ヘアワックスを使用していない場合は 10 点減点とする。
- ② ヘアワックスを持参していない又は規格が異なる場合は 10 点減点とする。
- ③ 前髪が垂れている場合は 5 点減点とする。

【審査番号 7 分髪線の位置と形状】

【減点対象】

- (1) 分髪線が左サイド 7 : 3 に位置していない
- (2) 分髪線が大きく歪んでいる
- (3) 分髪線が左右逆に作られている

【ポイント】

- ① 分髪線が 7 : 3 に位置していない場合は 5 点減点とする。
- ② 分髪線が大きく歪んでいる場合は 5 点減点とする。
- ③ 分髪線が左右逆の場合は 10 点減点とする。

(4) 仕上がり状態（配点30点）

【審査番号8 カットイング】

【減点対象】

- (1) 接合部の位置が基準から外れている
- (2) カットイング面
 - ① 仕上げ刈部分に凹凸がある
 - ② 後頸髪際以外に電動トリッククリッパーを使用した
- (3) 刈込量が明らかに不足している
- (4) モデルウィッグの損傷
 鋏による切り傷がある

【ポイント】

- ① 接合部の位置が明らかに基準と異なる場合は5～10点減点とする。
- ② 仕上げ刈部分に凹凸がある場合は1箇所（部分）につき5点減点とする。
- ③ 刈込量が明らかに不足している場合は10～15点減点とする。
- ④ 後頸髪際以外に電動トリッククリッパーを使用した場合は20点減点とする。
- ⑤ 鋏による明らかな切り傷は1箇所につき10点減点とする。

【審査番号9 シェーピング】

【減点対象】

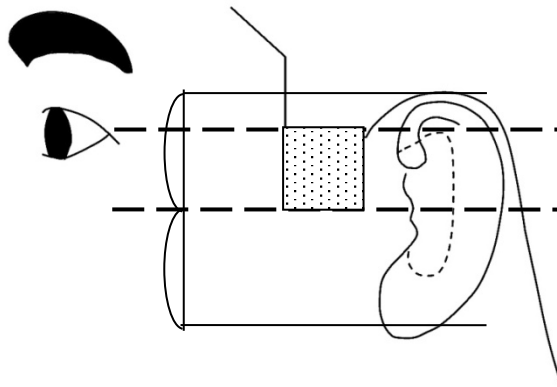
- (1) もみあげライン
 - ① もみあげラインが水平でない
 - ② もみあげラインが左右対称ではない
- (2) ネックライン
 - ネックラインに剃り込みがある
- (3) モデルウィッグの損傷
 - レザーによる切り傷がある

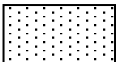
【ポイント】

- ① もみあげラインが水平又は左右対称でない場合は5点減点とする。
- ② ネックラインを剃り込んだ場合は5点減点とする。
- ③ レザーによる明らかな切り傷は1箇所につき10点減点とする。

(別 図)

【もみあげの範囲図解】



(注)  はもみあげの範囲

【審査番号 10 整髪】

【減点対象】

仕上がり状態

- ① 仕上がりがソフトでない
- ② 全体のバランスが悪い

【ポイント】

- 仕上がり状態が明らかにソフトでない又はバランスが悪い場合は5点減点とする。

【審査番号11 モデルウィッグの汚れ】

【減点対象】

モデルウィッグに著しい毛髪の付着がある場合

【ポイント】

- 作業終了後にモデルウィッグの顔面及び頸部に著しく毛髪が付着している場合は5点減点とする。
(注) 著しくとは、消毒済タオルによって顔面及び頸部の毛髪を拭き取っていない状態のことをいいます。